

# 県営水道からのお知らせ

## 水道記念館のイベント

(入館無料)

イベント名称	実施日	定員	応募方法等	イベント内容	費用
①魚釣りをしよう	9月22日(木)	40名	当日受付	新聞紙や封筒などで釣り竿や魚を作って、魚釣りを楽しもう。	無料
②クラフト工作で秋の自然を感じよう	11月13日(日)	40名	当日受付	どんぐりなど秋の木の实や種子などを使って工作を楽しもう。	無料
③クリスマスカードをみんなで飾ろう	12月1日(木)~12月25日(日)	100名	当日受付	水道記念館が用意したクリスマスカードにメッセージを書いて、館内にもうけたツリーに吊るそう。	無料
④スタンプを作ろう	12月4日(日)	40名	当日受付	輪ゴムなどを使ってクリスマスやお正月のスタンプ作りを楽しもう。	無料

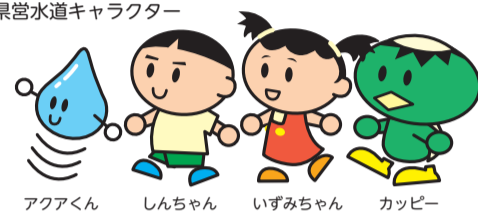
**水道記念館**  
住所 / 〒253-0106 寒川町宮山4001  
☎0467-74-3478  
☎0467-75-8755

**開館時間** / 9:30~16:30  
**休館日** / 月曜日 (月曜日が祝日の場合はその翌日)  
年末年始 (12月29日から1月3日)  
2月第4週の月曜日から金曜日

**交通** / JR相模線「寒川駅」下車  
徒歩15分  
※駐車場 (無料) があります。

☑ **神奈川県水道記念館**で検索

● 県営水道キャラクター



## 「水源通行手形」を持って水源地へ遊びに行こう!

神奈川県内の5水道事業者 (県企業庁、横浜市水道局、川崎市上下水道局、横須賀市上下水道局、神奈川県内広域水道企業団) が発行する「水源通行手形」(無料) を水源地の提携施設で提示すると、割引などの各種優待が受けられます。

また、「手形」の裏面に各水源をモチーフにしたスタンプを集めると、その数に応じて水源地の特産品や水道事業者のオリジナルグッズなどの記念品を抽選でプレゼントします。

### 優待実施期間

平成28年7月1日 (金) から12月31日 (土) まで

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41151/p679056.html>

問合せ 県企業庁経営課管理広報グループ ☎045-210-7215



## 水道料金の減免制度について

県営水道では、右表の世帯を対象に、お客さまからの申請により水道料金を減免しており、基本料金 (2ヶ月で1,420円) と基本料金に係る消費税等相当額が減額になります。

### 申請の方法

管轄の水道営業所に、「上下水道料金領収書 (上下水道使用量のお知らせ)」及び資格を証明する「証書・手帳」を持参のうえ、備え付けの「水道料金減免申請書」に所要事項を記入し、提出してください。

なお、引っ越しなどにより水道を使う場所が変わった場合は、あらためて減免の申請が必要となります。

また、すでに減免を受けている方で、減免の対象とならなくなった場合は、水道営業所までご連絡ください。

問合せ 県企業庁経営課営業指導グループ ☎045-210-7223

減免対象世帯名	減免対象資格	申請手続きに必要なもの
児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当の支給を受けている方がいる世帯 (注) 児童手当とは異なりますのでご注意ください。	上下水道料金領収書 児童扶養手当証書
特別児童扶養手当受給世帯	特別児童扶養手当の支給を受けている方がいる世帯 (注) 児童手当とは異なりますのでご注意ください。	上下水道料金領収書 特別児童扶養手当証書
遺族基礎年金受給世帯	遺族基礎年金の支給を受けている方がいる世帯 (注) 遺族厚生年金とは異なりますのでご注意ください。	上下水道料金領収書 国民年金・厚生年金保険年金証書
知的障害者世帯	最重度 (A1) 又は重度 (A2) の方がいる世帯	上下水道料金領収書 療育手帳
身体障害者世帯	1級又は2級の方がいる世帯	上下水道料金領収書 身体障害者手帳
精神障害者世帯	1級の方がいる世帯	上下水道料金領収書 精神障害者保健福祉手帳
要介護者世帯	要介護4又は要介護5の方がいる世帯	上下水道料金領収書 介護保険被保険者証
重複障害者世帯	次の2つ以上に該当する方がいる世帯 (注) 同一の方に2つ以上の障害がある方 知的障害が中程度 (B1又はB2) の方 身体障害が3級の方 精神障害が2級の方	上下水道料金領収書 療育手帳 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳

※施設入所されている方は対象外になります

## 宅地内老朽給水管の取替えのすすめ

古くなった給水管は漏水が起きやすく、その中でも特に昭和50年代まで多く施工されていた鉛製給水管やポリエチレン製給水管の漏水が多く発生しております。

公道内の給水管は、県営水道が維持管理し、配水管の取替工事等にあわせてこれらの取替を行っています。宅地内の給水管は、お客様の財産であるため維持管理はお客様の負担で行っていただくことになっています。

家の建替え等に伴って宅地内の水道工事を行う際には、古くなった給水管の取替えをお考えくださるようお願いいたします。

問合せ 県企業庁水道施設課工務グループ ☎045-210-7272

